

臨床現場で求められている基本法

アルコール関連問題基本法推進ネット設立委員・猪野亜朗

アルコール専門外来の精神科医・猪野亜朗です。

40年間アルコール医療に従事して来ましたが、酩酊がもたらす妻や子供の苦労は40年前も今も全く変わりません。地獄です。お父さんの飲酒に苦しむ小さな子供が自分の墓を紙で作ったのを記憶しています。

少しでもこの地獄を減らそうと、全国の関係者は努力をしています。

三重ではアルコール依存症になった患者を内科医と一緒に治そうと研究会を立ち上げ、病院現場での開催を重ねて来しました。

その結果、一般病院から専門治療機関に辿りつく時間が7.4年から2.8年に短縮しました。

今、四日市で医師会とネットワークをくみ、救急医と協力して、アルコール関連の患者への介入を目指しています。

三重では早期治療の取り組みが一定成功したので、全国化の努力を私は重ねて来しました。あちこち出かけて、種をまいて来しました。熱心なスタッフがいるところでは、わずかに芽を出します。大変な労力を重ねて芽を出すのですが、大きく育つところまではなかなか行きません。

ある時、「こんな啓発を100年続けても医療現場は変わらない」と気付きました。基本法と言う力を借りて、それをバックに連携医療を作って行くしかないと思ったのです。

システムができると事態は大きく進みます。

今年2月、福岡県議会は条例を設け、飲酒運転から依存症治療へという仕組みを作り出すことをやってのけました。あつという間の出来事です。

今や日本の社会は「酒に寛大な状態」から、「安心・安全を求める声の高まり」の中で、有害な飲酒に対しては厳しい対応が求められ、酒に寛大な状態は許されなくなって来しました。

この時代の変化に応じて、飲酒運転だけでなく、DV、虐待、自殺などの有害な飲酒を減らすことに医療、社会福祉、教育、司法などアルコール関連問題に遭遇する全ての地点が取り組むことによって有害な飲酒は減り、安心・安全の社会に近づきます。

また、脳科学の進歩はアルコールが脳にもたらす変化を明らかにしつつあります。有害な飲酒が脳を変化させ、そこから抜け出すことを困難にする仕組みを明らかにしました。基本法によって、科学の進歩を社会の常識に定着させることで、偏見を無くし、早期治療を可能にします。基本法を今こそ実現したいと考えます。

2012年5月31日

アルコール関連問題基本法推進ネット設立総会